

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

まもなく春の到来となりますが、花粉症の方には辛い季節となります。体調管理には気をつけたいですね。

第53号では、平成25年度税制改正大綱について取り上げてみました。国会を通過するまでは正式な決定ではありませんので、変更の可能性もあります。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香

目次:

ご挨拶 1

平成25年度税制改正大綱のポイント<贈与税・相続税関係> 1

平成25年度税制改正大綱のポイント <贈与税・相続税関係>

平成25年度税制改正大綱が、閣議決定されました。平成23年度の税制改正以降、税制改正法案には記載されながらも審議過程では削除されていた相続税の基礎控除の引下げや、相続税及び所得税の税率構成の見直し、贈与税の子や孫への贈与の非課税枠の拡大等が実現される見通しです。また、相続税に関する減税措置も明記されています。

相続税の控除 4割縮小、税率もアップします。(>_<)

相続財産の金額が基礎控除額を超える場合、相続税が課されます。今回の税制改正大綱によると、相続税の基礎控除が4割縮小され、下記の表のように税率構成の見直しが行われる予定です。**平成 27年1月1日以後の相続又は遺贈から適用予定です。**

	現行		改正	
基礎控除	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数		3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数	
税率区分	区分	税率	区分	税率
	1億円以下	省略	1億円以下	省略
	3億円以下	40 %	2億円以下	40 %
			3億円以下	45 %
3億円超	50 %	6億円以下	50 %	
		6億円超	55 %	

(例) 親が亡くなって、相続人子供2人、相続財産 6,000万円(内訳: 自宅 3,000万円(評価額)、上場株式 500万円、預金 2,500万円、負債 0円)の場合

【現行】基礎控除: $5,000万円 + 1,000万円 \times 2人 = 7,000万円$ > 6,000万円

【改正】基礎控除: $3,000万円 + 600万円 \times 2人 = 4,200万円$ < 6,000万円

(注1) 小規模宅地等の特例は、考慮していません。(特例の詳細は次頁をご確認ください。)

相続税はかかりません。申告も不要。

相続税が発生します!(注1)

小規模宅地等の特例の拡充 (^_^)

小規模宅地等の特例(正式には「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」といいます。)は、主な財産が自宅(または事業用資産)で、その敷地の相続税評価額が高額であるために多額の相続税がかかり、納税のために自宅や事業用敷地を売却しなくてはならないといった事態を回避するために設けられています。一定限度面積までは通常の評価額から一定割合を減額できる制度です。

1) 居住用宅地の適用対象面積の拡大 **平成 27 年1月1日以後の相続又は遺贈から適用予定です。**

小規模宅地等の特例が適用できると、自宅等の財産評価が 8 割減の 2 割評価になります。その適用対象面積が330㎡へ拡大し、居住用宅地と事業用宅地の完全併用が可能となります。前頁の相続税課税ベースの拡大で地価の高い大都市圏において影響が大きいこと等に配慮し、講じられる措置です。

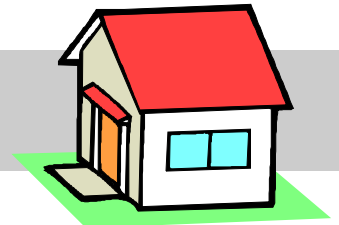
宅地の利用状況	適用対象宅地	現行			改正	
		減額割合	減額となる地積	併用の場合	減額となる地積	併用の場合
居住用	特定居住用宅地等	80 %	240㎡	最大 400㎡	330㎡	最大 730㎡
事業用	特定事業用宅地等 特定同族会社事業用宅地等	80 %	400㎡		400㎡	

2) 居住用宅地の適用要件の緩和 **平成 26年1月1日以後の相続又は遺贈から適用予定です。**

建物内部で住居スペースが繋がっていない二世帯住宅でも、建物全体を被相続人の住居用として特例の適用が認められます。

被相続人が老人ホームに入居し、空き屋になっていた家屋についても、一定の要件を満たしていた場合に特例の適用が認められます。

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)



教育資金の一括贈与に係る非課税措置の創設 (^_^)

親や祖父母が、30歳未満の子や孫の教育資金に充てるためにまとめて信託等をする場合、現在は贈与税の対象になりますが**平成 25年4月1日から平成 27年12月31日までの間に拠出されたもの**については、非課税となります。ただし金融機関を経由して申告書を所轄税務署へ提出することや、教育資金に充当したことを証する書類を金融機関に提出する等の要件があります。

適用対象期間	平成25年4月1日から平成27年12月31日に拠出
受贈者(もらう人)	30歳未満の子や孫
教育資金	文部科学大臣が定める次の金銭をいう。 1) 学校に支払われる入学金、その他の金銭 2) 学校以外の金銭のうち一定のもの(塾代など)
非課税限度額	もらう人1人当たり 1,500万円 (塾代部分は500万円)を上限
受贈者が30歳に達した場合	非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、受贈者が30歳に達した日に贈与があったものとして贈与税の対象となる。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。